

## 会議録

- ◇ 会議の名称 平成 27 年度第 3 回君津市介護保険運営協議会
- ◇ 開催日時 平成 27 年 11 月 09 日（木） 13 時 30 分～14 時 25 分
- ◇ 会 場 君津市役所 4 階 402 会議室
- ◇ 公開又は非公開の別 公開
- ◇ 出席委員 伊賀 浩（会長）、芳賀敏三（副会長）、仲野和夫、鈴木由紀子、  
水野谷 繁、原 比佐志、秋元一寛、石井米夫  
以上 8 名
- ◇ 欠席委員 齊藤 昭  
以上 1 名
- ◇ 出席職員 田淵地域包括支援室長、三澤係長、川村主任主事  
以上 3 名
- ◇ 傍 聴 者 なし（定員 5 名）
- ◇ 議 題 1 介護予防・日常生活支援総合事業について  
2 地域包括支援センター運営事業受託法人選定の承認について

## 1 開 会

(田渕室長)

定刻になりましたので、平成 27 年度第 3 回君津市介護保険運営協議会を開催させていただきます。

進行を務めます保健福祉部高齢者支援課地域包括支援室長の田渕です。よろしくお願いたします。

本日の運営協議会ですが、齊藤委員から所用により欠席する旨のご連絡を頂いておりますので、ご連絡させていただきます。

## 2 会長挨拶

(田渕室長)

伊賀会長より、ご挨拶いただきます。

ー伊賀会長挨拶ー

## 3 議 題

(田渕室長)

それでは議事に入ります。君津市介護保険規則第 5 条の 5 の規定により議長を伊賀会長にお願いいたします。

**【議長：伊賀会長】**

(議長)

はじめに、議題 1「介護予防・日常生活支援総合事業について」を議題にいたします。事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

**【概要】**

平成 29 年 4 月 1 日とした介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）へ移行時期を見直し、平成 28 年 3 月 1 日からの実施を検討しており、総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の対応方針を次のとおり検討している。

### (1) サービス内容

移行当初は、現行の介護予防訪問介護相当、介護予防通所介護相当及び介護予防ケアマネジメントとし、その他の多様なサービスについては、総合事業移行後、段階的に導入を目指す。

(2) 人員、設備、運営の基準について

国の省令で定めていた旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護と同様の基準とする。

(3) 報酬単位・単価について

ア 現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護相当サービス

現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護相当のサービスについては、基本単価、加算共に国が定めるものと同様とする。

なお、1単位当たりの単価は君津市の地域区分によるものとする。

イ 介護予防ケアマネジメント

現行の介護予防支援相当の介護予防ケアマネジメントAについては、現行と同様の単位（430単位／月、初回加算300単位）とする。

なお、1単位当たりの単価は君津市の地域区分によるものとする。

(4) 利用者負担

介護予防訪問介護、介護予防通所介護相当介護給付の利用者負担割合（原則1割負担で一定以上の所得がある者は2割負担）と同じとする。

(5) 支給限度額

要支援認定者が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の支給限度額の範囲内で、予防給付と総合事業のサービス利用が可能。

基本チェックリスト実施による事業対象者については、市が支給限度額を定めるが、原則、現行の要支援1の支給限度額に準ずる。

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、ご質問のある方いらっしゃいますか。

(水野谷委員)

通所型サービスと訪問型サービスの多様なサービスの単価や人員等の基準については、総合事業移行後に、順次決めていくということか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

総合事業の事業費の上限が定められているなかで、多様なサービスの単価と既存のサービスの単価との差が大きくなるよう慎重に検討したい。

また、緩和した基準によるサービスについては、既存のサービス事業者による提供を検討しており、単価の設定、人員等について、協議したいと考えております。

(水野谷委員)

その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）と介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施主体は地域包括支援センターということでいいか。

(事務局)

介護予防ケアマネジメントは委託を含む地域包括支援センターで実施し、その他の生活支援サービスについて、実施開始は未定となっております。

(芳賀副会長)

総合事業の事業所指定については、市へ申請し、指定の許認可については運営協議会にて行うのか。

また、総合事業の事業所監査・指導についても、市が実施するということか。

(事務局)

総合事業の事業所指定の許認可を運営協議会にて行うかについては、今後の運営協議会にてお諮りさせていただきたいと考えております。

また、総合事業の事業所監査・指導は市が実施します。

(議長)

他にご質問がなければ、この議題に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手により、原案どおり可決されました。

では、次に、議題2「地域包括支援センター運営事業受託法人選定の承認について」を議題といたします。

(水野谷委員)

私は、地域包括支援センター運営事業受託選定の当事者となりますので、この議題については退席させていただき、議決から外れるようにしたいと思いますので、議長、退席をご許可願います。

(議長)

水野谷委員の退席を許可します。

－水野谷委員退席－

(議長)

議案 2 につきましては、私も本事業受託選定の当事者となりますので、退席をいたします。

—伊賀会長退席—

(事務局)

伊賀会長も当事者となり退席となりますので、君津市介護保険規則第 5 条の 4 第 4 項により、芳賀副会長に議事の進行をお願いいたします。

【議長：芳賀副会長】

(議長)

それでは、議題 2 「地域包括支援センター運営事業受託法人選定の承認について」を、事務局は説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

【概要】

1. 地域包括支援センターの委託について、平成 18 年 10 月の設置以来、直営 1 か所で運営してきたが、介護保険制度の改正等により、機能強化が求められていること、また市民の利便性の向上を図るため、平成 27 年 3 月に策定した「君津市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」において、平成 28 年 4 月から市内を 3 区域に分け、そのうち 2 区域について委託する方針とした。
2. 9 月に公募を実施し、3 事業所から応募があった。11 月 5 日に君津市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会において、応募法人による提案審査を実施し受託候補事業者を次のとおり決定した。

(1) 君津中部地区	名 称	医療法人社団 今城会
	代表者	理事長 伊賀 恵美子
	所在地	千葉県君津市杵師一丁目 1 番 1 号

(2) 君津東部地区	名 称	社会福祉法人 芙蓉会
	代表者	理事長 本山 美八郎
	所在地	東京都町田市鶴間 6 6 1 番地 8

(芳賀副会長)

では、事務局の説明が終わりましたので、ご質問等ありましたらお願いします。

(鈴木委員)

管轄区域については、既に決定事項であると思うが、小糸地区と清和地区が切り離されていることに違和感がある。どうしてこのような区分けになったのか。

(事務局)

昨年度策定した君津市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に具体的な管轄区域、管轄区域別人口を明記していますが、地域包括支援センターの人員基準に関わる第1号被保険者の数、人口等を勘案し、このような管轄区域としています。

(石井委員)

管轄区域のうち君津東部地区については面積が広く、君津中部地区については人口面からみて多いと思うが、両地区の配置予定職員数にあまり差がない。これで両地区とも対応できるということでのいいのか。

(事務局)

君津東部地区に関して、第1号被保険者おおむね3千人から6千人ごとに置く専門3職種は基準上3名となっていますが、管轄する区域が広いことを考慮し、4名配置としています。

(石井委員)

君津中部地区については人口面からみて、専門3職種が5名ということでのいいのか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

近隣市においても、委託している地域包括支援センターの専門3職種を、君津中部地区と同程度の人口規模では、5名配置している例があります。

(議長)

他に質問がございますか。

質問がないようですので、質疑を終了します。

議題2「地域包括支援センター運営事業受託法人選定の承認について」、原案のとおり承認される方は挙手をお願いします。

では、挙手全員により、議題 2 は承認されました。

#### 4 閉 会

(田淵室長)

以上を持ちまして、君津市介護保険運営協議会を閉会いたします。

本日は、ご多用のところ、誠にありがとうございました。